

「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」に関する意見募集の結果について

令和7年5月30日
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」について、令和7年3月10日（月）から4月8日（火）までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び内閣府ホームページに掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、計5件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見と当該御意見に対する考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>遠隔取扱い装置の定義を新たに導入された点は、災害時など迅速なデータ取得・活用が求められる状況において極めて有用であり、非常に意義深いと感じています。国民の安全・安心に資する制度改正として、賛同いたします。</p> <p>また、申請・届出制度に関して、対象範囲の明確化や設備系統図の提出義務化、外部委託に関する整備など、制度運用の透明性と実効性を高める改正が盛り込まれていることは、今後の事業者の法令遵守や業務の信頼性向上につながるものと期待しております。</p>	賛成の御意見として承りました。
2	「遠隔取扱い装置」の概念の導入に賛成いたします。	賛成の御意見として承りました。

	<p>災害などの非常時はもちろんのこと、リモセン業務の効率化の観点からも、この遠隔取り扱い装置の概念の導入は重要であると考えます。他方で、リモセン記録の取扱いという場合の「取扱い」とは、当社が行う一連のデータ処理等に関連する作業のうちどこまで対象となるかについての外延が必ずしも明らかではないと考えられるため、「遠隔取扱い装置」による「取扱い」の対象となる作業の確定も難しいことも認識されました。これは、新設される外部委託に関する規定の運用時にも同様に議論となると考えられ、規定導入後の申請手続上これが明らかになるだけでなく、法令の解釈上もより明確になることを期待します。</p>	
3	<p>申請・届出において、法人であるものには、法人番号の提出を行わせた方が、行政の能率の向上が図れるのではないかと考える。</p> <p>法人番号の提出は行わせてよいものではないかと考えるが、であれば、法人番号の提出を行わせた方が良いのではないかと思われるので、法人番号の提出を行わせるようにすべきと考える。</p> <p>意見は以上である。。</p>	<p>衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の申請書又は届出書の様式において、法人番号を記載事項に加えた場合、国税庁のデータベースから申請事業者の商号又は名称及び所在地に関する情報を得ることができますが、当該情報は、現行の様式においても十分に把握することができるため、法人番号の提出は不要と考えます。</p>

○公布日・施行日：令和7年5月30日（金）